

共用利用機器の緊急支援要望書に係る支援対象基準について

科学機器リノベーション・工作支援センター（以下「センター」という。）共用利用機器の緊急支援要望書の取り扱いについて、以下の要件を満たす設備に対して支援するものとする。

なお、支援の可否については、センターにおいて総合的に判断するものであり、財政状況によっては、支援できない場合がある。

支援対象機器：全学的な共用に供している機器、全学的な共用に供することを前提とした機器

補助対象経費：修理・アップグレード・移設に係る経費

1. 必須要件

①利用実績の観点

過去1年以内に学外・部局間利用があること。若しくは支援完了後に具体的な学外・部局間利用の確実な見込みがあること。

2. 選択要件（少なくとも2つ以上満たすこと。）

①機器数、バリエーションの観点

同様の機器が他になく、代替可能な機器が存在しないこと。

②研究ニーズへの対応力（性能・機能）の観点

他の機種と違った機能、強みやユニークな特徴などがあり、その強みや特徴が生かせる支援であること。

③技術支援（サポート体制）の観点

支援が人材育成（人への投資）という視点から有効だと考えられること。

④老朽化や経済性の観点

メーカーによるサポート残存期間が3年以上であること。

ただし、サポート残存期間が3年以内であっても故障や修理の頻度と修理費用、利用実績状況等を勘案して投資効果が高いと判断する場合は支援することがある。

⑤その他観点

その他特別に考慮すべき理由など。